

黒滝村起業支援補助事業の募集について

1. 要綱目的

村内における起業の環境を整え、定住の促進を図り、地域振興につなげるため、起業に必要な経費の一部を補助します。地域おこし協力隊隊員の任期満了後の起業・定住促進も目的とします。

2. 補助額等

1件あたり50万円を上限とし、補助対象経費の1/2以内とします。ただし、地域おこし協力隊最終年次の者及び任期終了日から1年以内の者は、補助対象経費の額の10分の10以内とし、限度額は100万円とします。

3. 補助対象

村民及び村内起業拠点の新規事業開始者（個人・法人、既存事業者の異業種への参入者、事業の再生・継承者）が対象となります。

対象事業は

- (1) 村の活性化に資するものであること。
- (2) 有償で実施し、収益性及び1年以上の継続性が見込まれる事業であること。
- (3) 建設業、風営法、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動事業ではないこと。
- (4) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切と判断されるものでないこと。

対象経費は

- (1) 商品の試作又は実験販売等に要する経費
- (2) 施設及び設備備品等の整備及び土地建物の購入又は貸借に要する経費
- (3) 法人登記又は知的財産登録等に要する経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が起業のために必要と認めた経費

4. 要綱の特徴

- ・3年以上の事業継続を条件としています。（3年未満での休止や村外移転等の場合は交付決定を取り消し、事業実施年数に応じた規定額の返還を請求します。）

5. その他

- ・募集は予算の範囲内（令和2年度は約2件分）となり、審査会の審査を経て交付決定となります。申請件数が補助金の予算額を超えた場合や、申請内容が補助対象外となる場合等は、審査会の決議を経て不受理となる場合があります。
- ・1対象者当たり1件で、補助金交付年度内に完了するもの。過去に本補助金の交付を受けた者（生計を一にする者も含む）は、補助対象となることができません。
- ・補助金の概算払い（交付決定額の2/3）対応可能です。確定補助金の交付は、実績報告書（領収書、写真等添付）の審査確認の後になります。
- ・補助事業の実施年度の翌年度から3年間、補助事業に係る事業の経営状況及び国税等への所得申告の状況に関する報告を求めます。
- ・募集・審査のスケジュール
5月～6月 募集期間（募集〆切6月19日（金））
7月 交付決定、事業開始（予算残が発生した場合は、8月に再募集）
※交付決定を受けた後に事業着手してください。

○問い合わせ先

黒滝村役場 企画政策課（電話 0747-62-2031）

村ホームページから補助要綱、申請様式をダウンロードすることができます。